

平成23年度第5回美幌町自治推進委員会開催結果概要

1 開催日時 平成24年2月14日（火） 18：30～20：15

2 開催場所 しゃきっとプラザ会議室

3 出席者 委員～菅野委員、早田委員、清野委員、平田委員、西島委員、稻垣委員、
宮田委員、井上委員
町～浅野総務部長、平井政策財務主幹、後藤政策担当主査
佐久間政策担当

4 概要

（1）開会

（2）会長挨拶（菅野会長）

省略

（3）議題

①美幌町住民投票条例（案）について

＜事務局（後藤政策担当主査）から説明＞

自治基本条例府内推進委員会町民参加ワーキンググループにおいて、6月から10月までの約4か月間にわたり、住民投票制度の研究、検討を進め、「住民投票制度創設に向けての検討報告書」をまとめた。パブリックコメントを実施したが、意見はなかった。

策定までの経緯を資料「住民投票条例について」により説明。

現在、法制担当で最終審査をしているところであり、この最終審査で細かい部分を修正する可能性はあるが、内容が大きく変わることはない。その後、3月議会に上程し、4月1日施行となる予定。また、パンフレットを作成する。

ボランティア団体「まなざし」からの依頼で、自治基本条例と住民投票制度の説明を行う予定。

美幌町住民投票条例施行規則（案）について、自治基本条例府内推進委員会町民参加ワーキンググループにおいて、11月から約3か月に渡り検討し、案を作成した。本則で37条の規則となった。策定に当たっては、

●規則（細目）という趣旨のもと、必要事項を整理

- 自治推進委員会の答申内容に基づき情報提供の方法を具体的に明記
- 住民投票運動に対する混乱の防止ため住民投票運動における平穏な生活環境が侵害される行為を明記
- 委任事務について混乱を避けるため、別表において細かく規定、様式については、住民が直接関係するものを規定の考え方を整理したうえで検討した。
施行規則の内容について、資料「美幌町住民投票条例施行規則（案）の策定について」により説明。

【菅野会長】

署名と押印をすることになっているが、外国人についても押印するのか。

【事務局：後藤主査】

外国人についても押印は必要。銀行口座、公共料金の手続等に印鑑が必要であることから、外国人も印鑑を持っている方が多いようだ。

【平田委員】

他の自治体でも住民投票の署名に印鑑をもらっているのか。

【事務局：後藤主査】

基本的には、印鑑が必要である。

【早田委員】

選挙結果を町長がいつまでに尊重するのか。期間の定めはあるのか。

【事務局：後藤主査】

そのような定めはない。投票結果を尊重して政策としてどうするか判断していくということ。

【菅野会長】

請求代表者への制度の説明は行うのか。また、第17条に街頭演説などの時間の制限が規定されているが、公職選挙法に準じているのか。町長町議の選挙では、申し合わせにより午後6時までとしている。

【事務局：後藤主査】

説明は、もちろん行う。街頭演説などの時間は、公職選挙法に準じている。

【井上委員】

同じ場所にずっと留まっているわけではないので、問題はないと思う。

【事務局：後藤主査】

規則で定めることができるため、6時に対することも可能である。

【平田委員】

実際に住民投票が行われた後に住民の意見を聞いて見直すこともできる。

【早田委員】

そもそも住民投票で街頭演説が想定されるのか。

【事務局：後藤主査】

市町村合併に係る住民投票では、街頭演説も行われたようだ。それ以外では、あまり想定されないかもしれない。

【稻垣委員】

1回の住民投票で費用はどのぐらいかかるのか。

【事務局：浅野部長】

約1千万円かかる。

【事務局：後藤主査】

この規則は、2月末までに固める。それまでに町職員とこの委員会の委員の皆さんに意見をいただきたい。

②公益通報制度について

＜事務局（後藤政策担当主査）から説明＞

内部告発によって食品偽造表示などが発覚したことを受け、通報した者を守るために、平成18年4月から「公益通報者保護法」が施行された。この法律に基づき行政は、通報窓口を定めなければならない。現状でも窓口は決まっているが、きちんと制度化するものである。また、自治基本条例の第43条に公益通報について規定されているが、内部からの通報のみを規定している。

公益通報保護法について、資料「公益通報保護制度について」により説明

外部通報については、役場の担当窓口で受け付けても問題ないと思うが、内部通報をどこが受けるのかという問題がある。他市町村では、内部通報も外部通報も行政内部に組織を作り窓口となっているところもあれば、大きい市では外部組織を作っているところもある。

まず、3月までに要綱を整備するが、要綱だと法的拘束力がない。今後、公益通報、職員の倫理など全体的に法令遵守を定めた条例を検討していく。

法令遵守推進条例について、資料「美幌町法令遵守推進条例（仮称）の制定に向けての考え方」により説明

【清野委員】

内部通報と外部通報は、まったく別ものではないのか。

【事務局：後藤主査】

基本的には別なものであるが、一つの法律の中で両方とも規定されている。

【清野委員】

自治基本条例では、内部通報しか規定していないが、外部通報も対象としているのはなぜか。

【事務局：後藤主査】

御指摘のとおり自治基本条例では、内部通報しか規定していない。しかし、根拠となる公益通報者保護法に外部通報も規定されているため、両方を規定するということ。

【清野委員】

平成 18 年に法律ができて今まで何ともなかったのであれば、制度化する必要はないのではないか。

【事務局：後藤主査】

毎年、消費者庁から制度を整備するよう通知がきている。法律に基づいた制度であるため現状でも通報できないと言うわけではない。窓口や審査する機関をどうするかなどを制度化すること。現在も窓口など最低限のことは決めているが、制度化していない。

【稻垣委員】

具体的な例はどのようなものがあるか。

【事務局：後藤主査】

例えば、幼稚園の許認可権限は道が持っているため、何かしらの違法行為があれば、これは道に通報する。同様に町が権限を持っているものについては、町に通報する。

【平田委員】

町職員が通報する際は、上司に相談することなく通報できるということか。

【事務局：浅野部長】

通報することはできる。しかし、通常は先に相談するケースが多いと思う。

【事務局：後藤主査】

市町村によっては、議会の議長が窓口となり、弁護士に委託しているところもある。

【稻垣委員】

それだと透明性が確保できる。

【事務局：後藤主査】

現在、不当要求や公益通報を含んだ条例は、全国で 17 の自治体で制定されている。次の会議までに要綱（案）を作つて説明する。

【平田委員】

行政内部の組織ではなく、外部組織を設置して、通報者が通報した後に不当な扱いを受けないかを監視する体制を整えなければ、なかなか通報することはできない。

【菅野会長】

弁護士などで構成する組織が理想だが、本町に弁護士はいないためどうするかということもある。今後、要綱（案）が示された時点で再度ご意見をいただきたい。

②「まち育」出前講座の創設について

＜事務局（後藤政策担当主査）から説明＞

1月19日に開催した「まち育」講座は、皆さんの御協力のおかげで、1回目が町民44名、町職員14名、2回目が36名、町職員10名、合計で町民80名、町職員24名の方に参加していただいた。改めてお礼申し上げたい。今後も、全庁的に案件を募集し、随時実施していきたい。

この「まち育」講座の他に「まち育」出前講座を創設したい。「まち育」講座は、町が場所とテーマを設定して、町民に参加していただくが、「まち育」出前講座は、町民が場所を確保して、職員が出向いて説明をするというものである。

「まち育」出前講座の要綱（案）を作成したので、内容をご説明する。もともと社会教育担当で女性学級を対象として実施していたが、全庁的な取り組みとして、女性学級のみならず、広く町民に利用してもらえるようにする。

対象者は、自治基本条例の規定に合わせて、町内に住所を有する者、町内で働き又は学ぶ者及び事業活動その他の活動を営む者とし、5人以上の団体又はグループとした。

出前講座の内容は、社会教育担当で実施しているメニューで45種類ぐらいあり、現在、このメニューの見直し作業を進めているところ。

開催日時及び開催場所は、原則として平日であるが、町長が認めた場合は、土日祝日も対応する。時間は、午前9時から午後9時までであるが、これも町長が認めたときは、延長することができる。場所は、原則として町内の公共施設か集会室で実施する。

申込みは、14日前までに政策担当へ申し込む。申込みがあった場合は、担当グループと調整して決定する。また、特定の政治的団体、宗教的団体による活動や営利活動であったり、専ら行政に対する苦情、陳情又は批判が行われるおそれがあるときは、開催を制限している。

費用について、資料の作成に要する費用は、町が負担するが施設借上料などは、団体等の負担としている。

【菅野会長】

「まなざし」に説明するのは、この制度によるものなのかな。

【事務局：後藤主査】

この「まち育」出前講座によるもの。

【西島委員】

時間は、30分とか1時間でお願いしたいと言えば、調整は可能なのか。

【事務局：後藤主査】

できる限り希望に合わせる。

【稻垣委員】

4丁目自治会では、毎年、総会の前に30分程度の時間をとって、消防だとか自衛隊に来てもらい勉強会を実施している。今回は、自治基本条例について、特に理解してほしい部分に特化して説明してもらえないかと考えている。できる限り具体例を示して説明してほしい。日時は、3月28日の午後6時30分からお願いしたい。

【事務局：後藤主査】

了解した。詳細については、後日、相談させていただきたい。

【事務局：平井主幹】

14日前までに申請することとなっている。もう少し時間的に余裕があっても良いと思うがいかがか。

【稻垣委員】

30日前とかでも問題はないと思う。通常、自治会等の総会は、1か月以上前に日程が決まっている。

【平田委員】

役場がやることなのだから、役場で対応できる日数で良いと思う。

【事務局：浅野部長】

検討する。

【平田委員】

出前講座でやってほしい内容を要望できるようにしてはどうか。

【事務局：後藤主査】

メニューを用意して、その中から選んでもらうことになる。それ以外の内容でもできるだけ対応するようにしたい。

【平田委員】

申請を受け付ける場所だが、2階の政策財務グループではなくて、1階にある住民活動な

どの住民が立ち寄りやすい窓口で受け付けることはできないか。また、サポーター制度を活用し、担当地区に説明することによって、サポーター制度の有効活用になるのではないか。

【菅野会長】

検討してほしい。

【事務局：後藤主査】

了解した。窓口について検討する。

メニューに載っているもの以外にも、どんどん要望してほしい。北見市では、小学生の総合学習の時間に活用しているので、相当な件数を実施している。

【井上委員】

健康推進でやっている取り組みも、この出前講座としてやっていくということか。

【事務局：後藤主査】

そのとおり、全序的に取り組んで行く。

【菅野会長】

この要綱（案）をこの場で固めてしまうということか。

【事務局：後藤主査】

そうではない。もう一度見直し、次回の会議で出前講座のメニューとともに示したい。

【菅野会長】

第7条の開催の制限のところだが、事前に苦情や陳情の場だとは分からぬのではないか。また、ある程度陳情だとか要望があるのは、仕方ないと思う。

【事務局：後藤主査】

目的の一つに意見交換があるため、陳情や要望はあると思う。まったく受け付けないということではない。

【平田委員】

書面で見て明らかに分かるものはダメだということだと思う。

【事務局：後藤主査】

パンフレットを作成して配布する予定である。そこに陳情や要望の場ではないということを載せておくことで、事前に陳情や要望だけの場にならないようにするためのもの。

【井上委員】

サポーター制度とのリンクはできないのか。また、出前講座とサポーター制度の違いはなにか。

【事務局：浅野部長】

出前講座は、先にメニューを示しておいて、こちらから伺って説明すること。サポーター制度は、地域に何か課題や問題があった場合に、それを解決するお手伝いするという

もので、対象は自治会である。一部似ている部分はあるので整理したい。

【事務局：平井主幹】

出前講座は、町と町民との情報共有を推進するためのもの。サポーター制度は、自治会の問題を解決するためのものであって、例えば、道路に問題があった場合に、その地区の担当職員が自分では分からなくとも役場に帰って、担当者と相談し、問題解決の手助けをしていくもの。自治会と役場のパイプ役である。

【西島委員】

自分たちの団体でも、出前講座のための場を設定して活用したいと思う。

③その他

次回は、3月27日（火）午後6時30分から開催する。